

# 都市計画法改正を踏まえた災害安全基準モデル調査業務 企画提案競技応募要領

## 1 趣旨

頻発・激甚化する自然災害への対応として令和2年に都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）が改正され、市街化調整区域における住宅等の開発が抑制されることとなり、令和4年4月1日から法第34条第11号又は第12号の規定に基づき、条例で区域を指定する際には、原則として、土砂災害警戒区域や浸水想定区域等のいわゆる「災害ハザードエリア」を除外しなければならない。

兵庫県（以下「県」という。）では同規定に基づいて平成14年から開発指定区域制度及び特別指定区域制度を運用している。しかし、平成27年の水防法改正等の影響により既に指定している特別指定区域の過半を災害ハザードエリアが占めており、同エリアを一律に除外することは地域の土地利用や経済活動に甚大な影響を与えるおそれがある。

このため、特別指定区域内における地域住民の生命等の安全確保と地域活力の維持とのバランスがとれた、開発許可等に係る災害安全基準（以下「安全基準」という。）の策定等を業務委託により実施する。

本業務の実施に当たっては、法の改正内容や開発許可制度を熟知した上で、専門的な知見やノウハウを活かした創意工夫ある提案を求めることから、企画提案競技により最も優れた提案を行った1者と契約を締結する。

## 2 業務内容

別添の「都市計画法改正を踏まえた災害安全基準モデル調査業務仕様書（案）」のとおりとする。

## 3 業務予算

本業務を実施するための予算は7,485千円とし、予算を超える提案は認めない。

## 4 業務期間

本業務の期間は、契約締結日の翌日から令和3年12月28日（火）までの間とする。

## 5 応募資格

本業務を的確に遂行するに足る能力を有する民間企業等で、以下に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 宗教若しくは政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体でないこと。
- (2) 県の入札参加資格制限基準（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に基づく）による資格制限を受けていないこと。
- (3) 応募図書提出期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていないこと。

## 6 企画提案に係る手続等

### (1) 応募要領の公表

令和3年2月25日（木）から令和3年3月17日（水）までの間、県ホームページにて公表する。

### (2) 応募要領に関する質疑

応募要領に関して質疑がある場合は、令和3年3月12日(金)午後5時までに、県建築指導課まで電子メールにより届けること。届けるときは、あらかじめ電話によりその旨を連絡すること。

県は、令和3年3月16日(火)までに県ホームページで回答を公表する。ただし、関係者等への確認が必要な質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は、県から期限までに回答できない旨と回答期日について県ホームページで公表する。

(3) 応募意思の確認

応募意思がある場合は、応募意思表明書(様式1)に以下の事項が確認できる資料(定款、寄附行為、規約、パンフレットなど既存の資料でも可)を添付して、令和3年3月17日(水)までに県建築指導課まで郵送、ファックス又は電子メールにより提出すること(必着)。

ア 企業等の概要

イ 名称、代表者、所在地、設立年月日、従業員数など

ウ 業務内容、企業の特徴

エ 提案内容の参考になる業務実績

(4) 応募図書の提出期間

次項に定める応募図書を令和3年3月18日(木)から令和3年3月24日(水)までの間(土日を除く。)に県建築指導課まで郵送により提出すること(必着)。

なお、提出する場合は、あらかじめ電話により連絡すること。

(5) 応募図書の内容

応募図書は以下のとおりとし、10部(様式2については1部)を県建築指導課まで提出すること。

ア 企画書(A3判横片面2枚まで。様式自由。提案企業名は記載しないこと。)

仕様書に記載されている内容を十分理解し、以下の項目について明確な方針により具体的な内容を提案すること。

(ア) 業務内容に関する提案

以下のa及びbについて提案すること。

a モデル地区の検討

モデル地区の検討に関する以下の提案をすること。

(a) 実効性の高い安全基準を策定するため、モデル地区の選定に当たって留意すべき事項を提案すること。

(b) 赤穂市高雄地区の特別指定区域をモデルとして、この地区及びその周辺の土地利用や洪水浸水想定区域の状況を参考に、河川洪水に対する安全目標を任意に設定し、その目標に対応したまちづくりの方針と実施すべき安全対策(ハード対策、ソフト対策各々複数)を提案すること。

なお、以下のとおり赤穂市高雄地区に関する参考図書を提示する。

(参考図書)

○ 赤穂市高雄地区 区域カルテ：別紙1のとおり

○ 位置図：別紙2のとおり

○ 特別指定区域図：別紙3のとおり

○ 道路整備状況図：別紙4のとおり

○ 洪水浸水想定区域図(想定最大規模降雨によるもの)：別紙5のとおり

○ 土地利用現況図：別紙6のとおり

○ 建物用途別現況図：別紙7のとおり

(c) 上記(b)で提案した安全対策の実施効果を「地域住民の生命等の安全確保」と「地域活力の維持」の両面から多角的かつ総合的に評価するための手順とその具体的内容を提案すること。

b 開発許可等の安全基準の検討

モデル地区の検討で得られた成果等を踏まえつつ、モデル地区以外の地区においても適用可能な安全基準を策定するため、その手順及び具体的内容並びに策定に当たって留意すべき事項を提案すること。

(イ) 業務の実施体制に関する提案

業務を実施する体制を提示し、各業務を担当する各技術者・総括技術者の業務実績・資格等を記載すること。連携会社等に業務の一部を再委託する場合は、連携会社名、業務実績（過去5年に従事した業務名、業務期間、受託金額、発注者名）等も併せて記載すること。

(ウ) その他

独自の調査分析とその狙い、県が行うべき取組方策など自由に提案すること。

イ 経費見積書（様式3）

(6) 応募図書の取扱い

応募図書は審査のためにのみ使用する。ただし、県が公表の必要があると判断した場合は、提案者の了解を得た上で、その全部又は一部を公表することがある。

(7) 企画提案に係る費用負担

応募図書の作成等企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とする。

## 7 閲覧図書

企画書の作成に当たり、以下の資料を閲覧することができる。

○ 「兵庫県開発許可制度の手引」

URL: [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/wd24\\_000000054.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/wd24_000000054.html)

○ 都市計画法施行条例及び都市計画に関する手続等を定める規則

URL: <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/documents/toshikeikakushikoujourei.pdf>

○ 「特別指定区域制度を利用してまちづくりを進めましょう」（特別指定区域制度リーフレット）

URL: <https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/documents/tokubetusiteikuiki.pdf>

○ 赤穂市及びたつの市の特別指定区域指定図

赤穂市URL: <https://www.city.ako.lg.jp/kensetsu/keikaku/2008-tokubetusitei.html>

たつの市URL: <https://www.city.tatsuno.lg.jp/toshikeikaku/tokubetsushitei.html>

○ 赤穂市及びたつの市のハザードマップ

赤穂市URL: <http://www.city.ako.lg.jp/koushitsu/kikikanri/hazardmap/index.html>

たつの市URL: <https://www.city.tatsuno.lg.jp/kikikanri/bousaimap.html>

## 8 委託事業者の特定

(1) 特定方法等

県は、審査会を設置の上、応募図書を以下の観点から審査し、本業務の委託契約の相手方（以下「委託事業者」という。）を特定する。

なお、審査に当たりプレゼンテーションを実施する。

ア 業務趣旨への適合

イ 提案内容と創意工夫

ウ 実施体制

※ プレゼンテーションについて

令和3年3月29日(月)を予定。プレゼンテーションは、提出された「企画書」により実施するものとし、審査会当日の追加資料の配布、機材(パワーポイント等)の使用は認めない。日時・場所など詳細については別途連絡する。

(2) 特定結果の通知

県は、特定結果について提案者全員に文書で通知する。

## 9 委託事業者特定後の手続

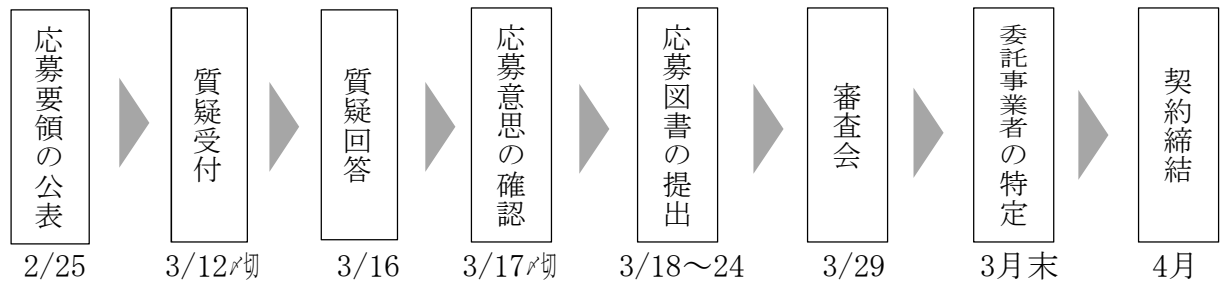
### (1) 契約

県は、委託事業者の特定後、速やかに委託契約を締結する。

### (2) 業務内容の決定

県は、委託業務の内容について、応募図書の内容や審査結果等を基に詳細を決定する。その際、企画提案の内容を一部変更する場合がある。

### ■契約締結までのスケジュール（予定）



## 10 その他

(1) 本業務に係る令和3年度の予算が成立しない場合は、当該企画提案競技に基づく契約を締結しない。

また、本業務予算についての兵庫県議会の審議状況に応じて、当該企画提案競技を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

(2) 企画提案競技に係る各種手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 11 問合せ先・応募図書の提出先

兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課開発指導班（担当：木戸・加藤・山本）

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 078-362-3585 ファックス 078-362-4455

E-mail : [kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp](mailto:kenchikushidouka@pref.hyogo.lg.jp)

企画提案競技に関する県ホームページ

URL : <http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks29/saigaiannzennitaku.html>

(様式1)

応 募 意 思 表 明 書

令和3年度「都市計画法改正を踏まえた災害安全基準モデル調査業務」に係る企画提案競技  
に応募する意思があることを表明します。

年 月 日

兵庫県県土整備部住宅建築局

建築指導課長 宛

(表明者) 住所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者) 部署

氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail

(様式2)

企 画 書

令和3年度「都市計画法改正を踏まえた災害安全基準モデル調査業務」について、別添のとおり企画書を提出します。

年 月 日

兵庫県県土整備部住宅建築局

建築指導課長 宛

(提案者) 住所

商号又は名称

代表者氏名

(担当者) 部署

氏名

電話番号

FAX 番号

E-mail

(様式3)

都市計画法改正を踏まえた災害安全基準モデル調査業務 経費見積書

提案者名: \_\_\_\_\_

1 直接費

(1) 直接人件費

業務の種別	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
1 モデル地区調査及び検討						
(1)現況調査						
(2)災害リスクの評価						
(3)安全対策の検討						
(4)安全対策の効果検証						
2 安全基準の策定・普及方策の検討						
(1)安全基準の素案の策定						
(2)安全基準の普及方策の検討						
3 打合せ協議						
4 成果品作成						
人員計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
単価 (人・日)						
金額	0	0	0	0	0	0
小計						0

(2) 直接経費

種別	内容・その他	数量	単価	金額
1 業務報告書	印刷物	1		0
2 電子データ	取得・作成した電子データ	一式		0
小計				0

(3) 小計 ((1)+(2))

2 間接費

(1) その他原価  
(直接人件費 ×  $\alpha$  / (1 -  $\alpha$ ) :  $\alpha = 35\%$ )

(2) 一般管理費等  
(直接費 + その他原価) ×  $\beta$  / (1 -  $\beta$ ) :  $\beta = 35\%$ )

(3) 小計 ((1)+(2))

3 小計 (1 + 2)

改め計

4 消費税

5 総計 (3 + 4)